

平成19年度さいたま市母子寡婦福祉資金貸付事業  
特 別 会 計 予 算

平成19年度さいたま市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月8日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		14,646
	1 一般会計繰入金	14,646
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		32,525
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	32,228
	3 違約金	295
	4 雑入	1
4 市債		8,828
	1 市債	8,828
歳入合計		56,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		56,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	56,000
歳 出	合 計	56,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金 貸付事業	8,828	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条 第2項及び第4項に定めると ころによる。